

様式第1号(第4条、第11条関係)

平成 年度鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業(変更)計画(報告)書

1 事業の目的

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第8条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)内において住宅及び避難所の建替え等を行うに当たり必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、やむを得ず特別警戒区域内に居住する者の定住を支援する。

2 特別警戒区域内住宅建替等事業費内訳

(市町村名: ○○○)

(単位:千円)

区分 (特別警戒区域名、 世帯主名)	建替等 工期	構造方法	基準単価 (円/m)	施工延長 (m)	(A) 建替等事業 者に対して交 付する(した) 補助金の額	(B) 県補助 金額	備考
①(特別警戒区域名)							
1) (世帯主A)							
2) (世帯主B)							
計							

- 1) 各欄、世帯主ごとに記入し、特別警戒区域ごとに小計すること。
- 2) 構造方法は、外壁強化又は防護壁設置のいずれかを記入すること。基準単価は外壁を強化した場合59,000(円/m)、防護壁を設置した場合95,000(円/m)とする。
- 3) 施工延長の単位はメートルとし、少数第1位までを補助金額の算定に用い、少数第2位は切り捨てるものとする。施工延長は、構造物の中心の延長とする。
- 4) (A) 欄は、世帯主ごとに、基準単価に施工延長を乗じて得た額を記入すること。
- 5) (B) 欄は、世帯主ごとに、(A) に1/2を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数は、切り捨てるものとし、1,000千円を限度額とする。)
- 6) 報告時には、報告分を上段()書きで対比できるように記入すること。
- 7) 備考欄には、位置図及び配置図と連動した整理番号を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無 (有・無)

- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

4 添付資料

- (1) 建替え等を行う住宅の位置図
- (2) 建替え等を行う住宅の配置図 (建物敷地図に特別警戒区域を記載のこと。)
- (3) 建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法を用いたことが確認できる資料
- (4) 写真 (申請時は現況、報告時は施工前又は施工中及び施工後のわかるものを添付)
- (5) 建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合)

5 その他

- ※補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。
また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金事業収支予算(決算)書

歳入予算(決算)

(単位：千円)

財源区分		予算額			決算 (見込み)
		当初議決 (予定) 平成 年 月 日	補正議決 (予定) 平成 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	県補助金 その他財源 ()				
計					

歳出予算(決算)

(単位：千円)

科目	予算額			流用等 増△減 額	予算 現額	支払 額	繰越 額	不用 額	摘要
	当初 計上額	補正 増減額	計						
(項)									
(目)									
(節)									
計									

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、予算額欄の上段括弧書きでこれまでの変更(補正)額の累計額、下段に今回の変更(補正)額を記載すること

様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった平成 年度鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付要綱(○年○月○日付○○第○○号○○○○部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。